

三春町の文化財について

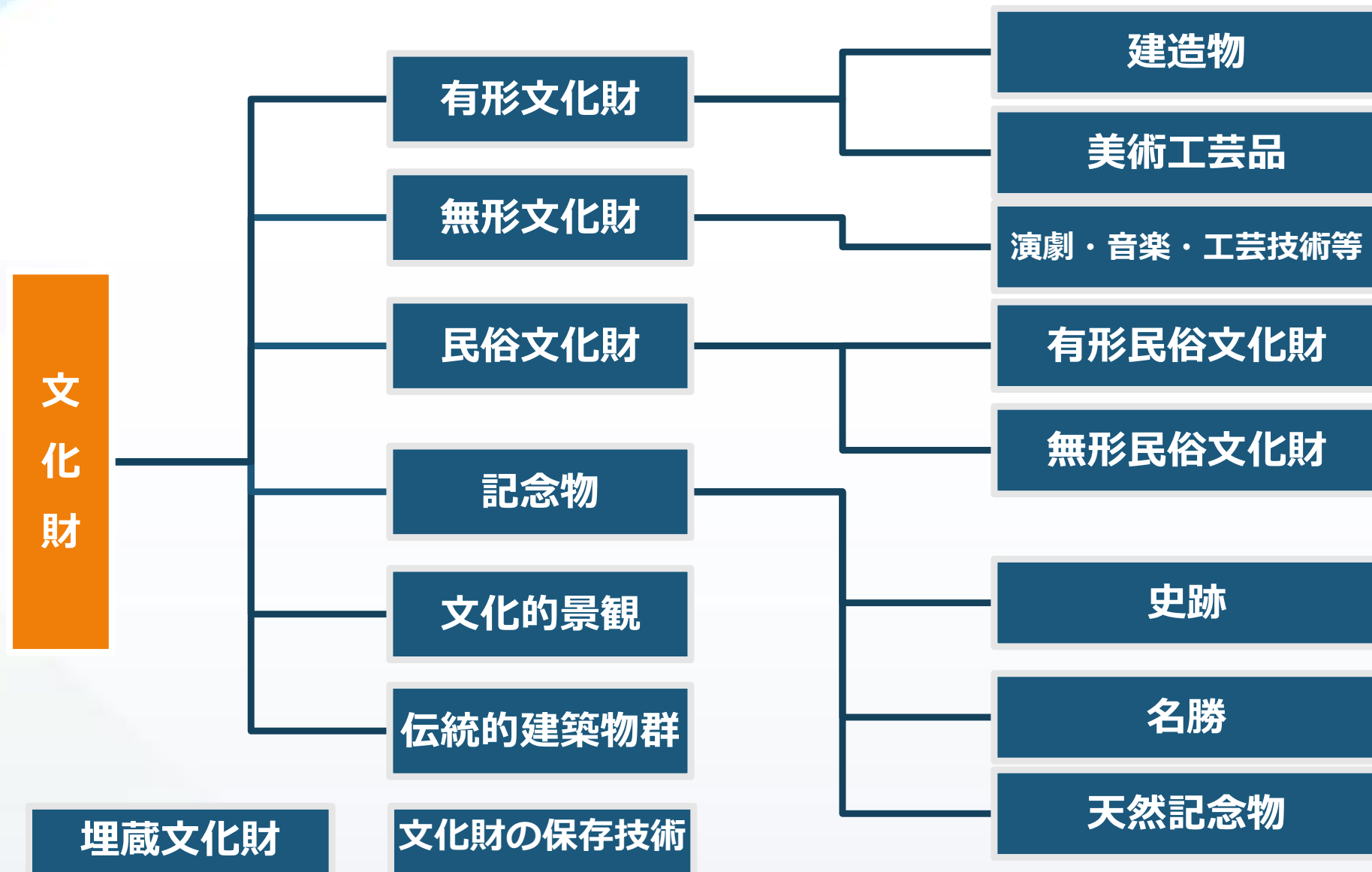


文化財とは？

地域計画では、
広義の文化財にも
着目します！

- 広義 人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産
- 狭義 「文化財保護法」や地方自治体の文化財保護条例（「福島県文化財保護条例」「三春町文化財保護条例」など）により規定された文化財

文化財の区分（文化財保護法での）



有形文化財

- 「形のある」文化財
 - 建造物
 - 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
- このうち重要なものを重要文化財、特に価値が高いものを国宝に指定。
- 指定するまでではないが、保存と活用が特に必要なものを、登録有形文化財に登録

三春町の有形文化財（建造物）

- 国指定：中山家住宅 1件
- 国登録：旧吉田家住宅・紫雲閣 2件
- 町：藩講所明德堂表門など 4件



三春町の有形文化財(美術工芸品)

- 絵画：8件（雪村の絵など）
- 彫刻：県1件
（光岩寺木造阿弥陀如来立像）
町15件（仏像と厨子）
- 工芸品：5件
（高木神社の田村氏奉納金工品など）
- 書跡：3件（高僧の書）
- 典籍：1件（高乾院の図書）
- 古文書：5件
（田村氏・秋田氏関係古文書）
- 考古資料：1件
（西方前遺跡出土品）
- 歴史資料：24件
（板石供養塔婆、絵図、瓦など）



無形文化財

- 「形のみえない」文化財
 - 演劇、音楽、工芸技術等
- このうち重要なものを重要無形文化財に指定
- その保持者が、いわゆる「人間国宝」
- 記録作成等の措置を講ずべき必要があるものを、文化庁長官が選択し、記録の作成に努める。

※三春町では、これまで指定はない。

民俗文化財

- 「生活に密着した」文化財
 - 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などを、無形民俗文化財
 - それに用いられる衣服、器具、家屋等を有形民俗文化財
- それぞれの特に重要なものを、重要無形民俗文化財、重要有形民俗文化財に指定。
- 保存と活用が特に必要なものを、登録有形民俗文化財に登録
- 特に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財を選択

三春町の民俗文化財

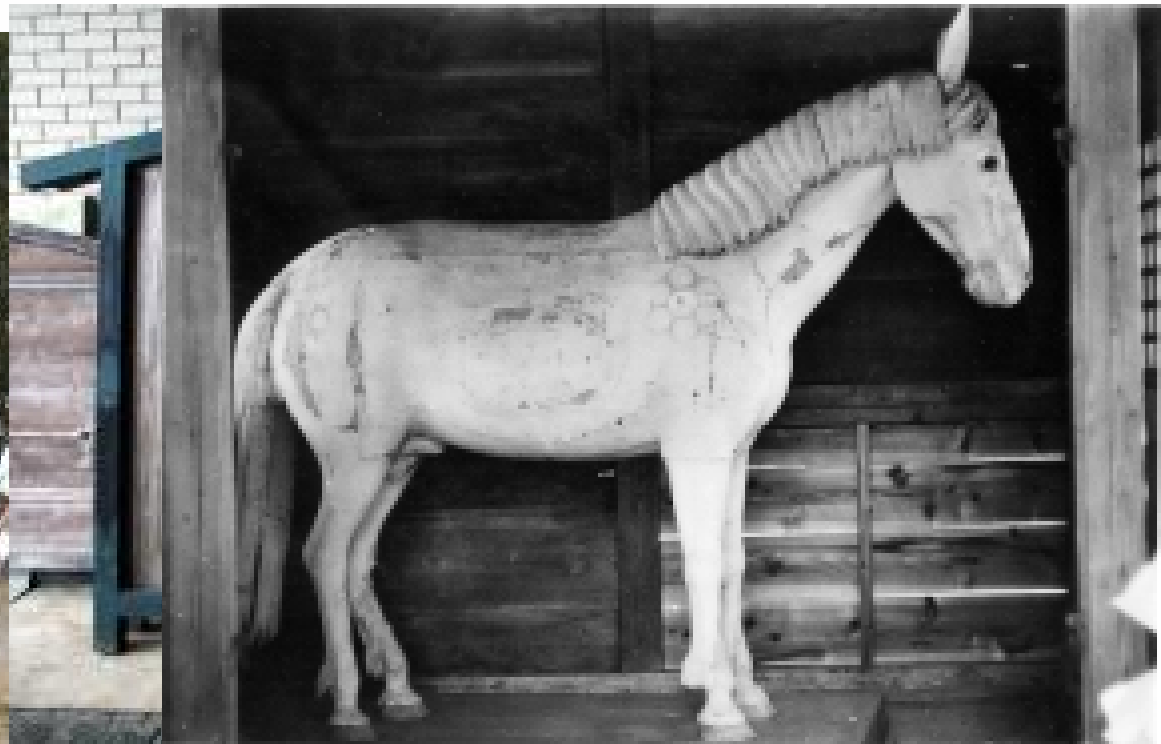
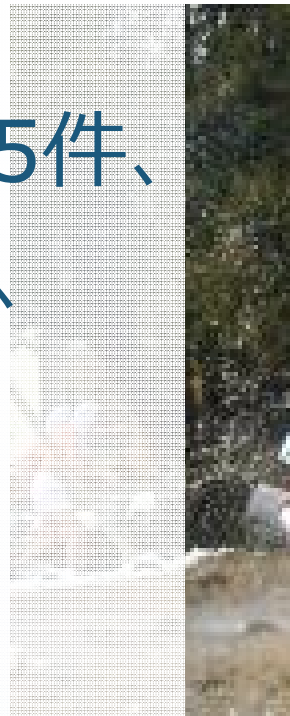


●無形：13件

(太々神楽3件、三匹獅子舞5件、
長獅子舞3件、水かけ祭り、
盆踊り)

●有形：7件

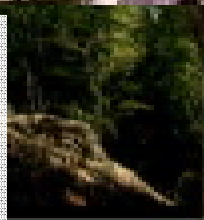
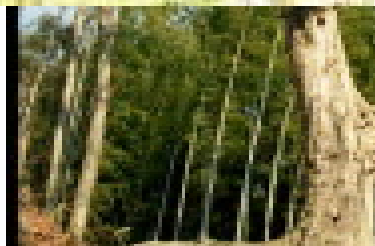
(絵馬6件、白馬像)



記念物

- 「大地、自然、昔の人の痕跡」の文化財
- 遺跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
- 名勝地：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳
- 自然：動物、植物、地質鉱物
- これらのうち重要なもの：史跡、名勝、天然記念物、特に重要なもの特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定
- 保存・活用が特に必要なものを登録記念物に登録

三春町の記念物



- 史跡：8件（大名墓所5件、堂平、三春城、一里塚）
- 天然記念物：国1件（三春滝ザクラ）
町6件（サクラ2件、モミ、イヌシデ、ケヤキ、ブナ）

文化的景観

- 地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された棚田、里山、用水路等の景観地
- 特に重要なものを、都道府県又は市町村の申出に基づき、重要文化的景観に選定（平成16年から）

※三春町はなし

伝統的建造物群

- 宿場町、城下町、農漁村等の歴史的な集落・町並み
- 市町村が伝統的建造物群保存地区を決定し、保存活用計画を定める。
- 国は市町村から申出を受けて、特に価値の高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定（昭和50年から）

※三春町はなし

文化財の保存技術

- 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で保存の措置を講ずる必要があるもの
- 文科大臣が選定保存技術として選定し、その保持者及び保存団体を認定する。（昭和50年から）

※三春町はなし

埋蔵文化財

- 土地に埋蔵されている文化財（遺跡）
- 埋蔵文化財の存在が知られている土地：周知の埋蔵文化財包蔵地
- そこで土木工事など開発事業を行う場合、都道府県等の教育委員会に事前に届出
- 新たに遺跡を発見した場合も届出
- 出土遺物は、発見者が所管の警察署長へ提出する
- 開発事業の届出→現状保存
- 現状保存できない場合、事業者負担による記録保存

三春町の埋蔵文化財

- 2 3 3 件の周知の埋蔵文化財包蔵地
- 地区別
三春18、岩江22、御木沢28、要田27、沢石28、中郷75、中妻35
- 時代別（複数の時代にまたがる複合遺跡もある）
縄文69、弥生2、古墳13、奈良64、平安118、中世39、近世35、近代3、不明26

まとめ

文化財とは、長い歴史の中で生まれ、先祖によって今日まで守り伝えられてきた古い建物や美術品、技術、生活や習わしなどを指す。

国、県、町では、それぞれ重要なものを「指定」や「登録」し、現状変更や輸出などについて一定の制限を課す一方、保存修理や防災施設の設置等に補助を行い、文化財の保存を図っている。



**「指定」や「登録」はされていないが、
それぞれの地域で守り伝えられてきた「宝物」はたくさんある**



**地域計画策定にあたり、「地域の宝物」を掘り起こし、
それぞれを結びつけ、保存し、活用する方法を探りたい**